

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年6月16日（金曜日）

午前10時開会 午前11時30分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）議案の審査

議案第41号 土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第42号 土浦市税条例の一部改正について

議案第43号 土浦市印鑑条例の一部改正について

議案第47号 土浦市火災予防条例の一部改正について

議案第50号 回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結について

議案第51号 東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結について

（2）その他の報告事項

- ・広島平和使節団の派遣及び原爆パネル展の開催について

（3）各種委員会委員の選出について

- ・土浦市環境審議会委員 1名
- ・土浦市空家等対策協議会委員 1名
- ・地域医療運営協議会委員 1名

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 奥谷 崇

副委員長 目黒 英一

委 員 古沢 喜幸

委 員 篠塚 昌毅

委 員 小坂 博

委 員 滝田 賢治

委 員 菅井 歩美

委 員 柳澤 健二

説明のため出席した者（２９名）

市長公室長	船沢 一郎
総務部長	塚本 哲生
市民生活部長	真家 達成
消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	本橋 一夫
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行革デジタル推進課長	元川 宏
財政課長	山口 正通
広報広聴課長	中川 光美
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	佐野 善則
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	羽成 信明
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
議会事務局次長	天貝 健一
監査委員事務局長	藤井 徹
会計課長	五来 顕

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（０名）

○奥谷委員長 皆さんおはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。まず、本日の審査の流れについて申し上げます。はじめに、総務市民委員会に付託されました6議案を審査し、その後、分科会に付託されました予算関係の2議案について審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは協議事項(1)、付託された議案の審査に入ります。議案第41号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。サイドブックは総務市民委員会、令和5年6月16日開催フォルダの中の資料1を御準備ください。それでは、執行部より説明をお願いします。

○塚本人事課長 人事課でございます。議案第41号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、本年5月8日から5類感染症に変更されたことに伴い、本市の特殊勤務手当に関する条例につきまして、国家公務員と同様、一部を改正し、感染症防疫作業手当の特例を廃止するものでございます。つぎに、2番の改正内容ですが、防疫作業手当の支給について定めていた同条例の付則第4項の見出し並びに同項及び第5項を削り、感染症防疫作業手当の特例に関する規定を廃止するものでございます。四角の枠で囲んでいる所は現行の条例の内容と、これまでの支給実績をお示ししたのですが、対象となる作業につきましては、新型コロナウイルス感染症から、市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で、1日につき3,000円もしくは4,000円が支給となるものです。支給実績は記載のとおり、健康増進課が47件、消防本部が、令和2年から本年5月末までで2,222件、合わせて2,269件でございます。なお、次ページにつきましては、条例案文となっております。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、議案第41号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案どおり決しました。つぎに、議案第42号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○田中課税課長 課税課でございます。資料の2をお願いいたします。議案第42号土浦市税条例の一部改正について、説明させていただきます。1ページの1番、改正の趣旨でございます。令和4年4月21日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されました。この法律改正に合わせて、地方税法施行規則においても、原動機付自転車の規定が見直され、令和5年7月1日から施行されますことから、土浦市税条例の一部改正を行うものでございます。2番の改正の内容につきましては、三輪以上の電動機付自転車から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外し、軽

自動車税種別割の税率の見直しを行うものでございます。この改正により、現行の三輪の電動キックボードの税率年額3,700円が令和6年度から年額2,000円に変更となります。3番の施行日につきましては、令和5年7月1日でございます。2ページが改正する条例案文でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 恥ずかしながら、この三輪の電動キックボードについて、こういったものか分からないので、説明していただければ。

○田中課税課長 電動キックボードは2種類ございまして、よくテレビなどでお見かけすると思うんですが、二輪のキックボードのほかに、前輪一輪、後輪二輪ついていると、そういったキックボードでございます。

○篠塚委員 来年の4月から金額が変わるということなんですが、現状で3,700円の三輪の原動キックボードの登録はありますか。

○田中課税課長 令和5年4月1日現在で、三輪の登録はございません。

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第42号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり決しました。つぎに、議案第43号土浦市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○羽成市民課長 議案第43号土浦市印鑑条例の一部改正についてを御説明します。サイドブックス資料3をお願いいたします。条例の改正趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、個人番号カードの電子証明書がスマートフォンの掲載が可能となることから、関係するチラシ印鑑条例の改正をお願いするものでございます。また、国では、5月11日より、マイナンバーの電子証明書は、スマートフォンに掲載が可能となっております。条例の改正箇所でございますが、土浦市印鑑条例の16条の4を削除し、土浦市印鑑条例第18条を追加するものでございます。その他、文言の整理となります。改正の内容は、①個人番号カードの利用者用電子証明書に係る用語の改正でありまして、利用者用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改めます。②電子証明書のスマートフォンの掲載が可能とし、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が組み込まれたものに限ります。その他、文言の整理となります。条例の施行日は公布の日からとなります。また、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付については、市規則に定める日となります。この条例の施行日がこの表現になった理由でございますが、国の方では、コンビニで交付するための機器の改修に時間を要するため、開始時期がまだ示されていないことから、この表現になったものでございます。つぎに、2ページから3ページは、条例の改正案文となります。4ページから15ページが新旧

対照となります。市民課からは以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○目黒副委員長 確認なんですけども、スマートフォンに掲載をした場合、あらかじめ持っていたマイナンバーカードと両方使うことに支障はございませんでしょうか。

○羽成市民課長 両方使うことについては支障ございません。両方とも使えるということです。

○小坂委員 印鑑証明ですよね。それで、印鑑証明とか使うときに、例えば、スマートフォンの中に入っている印鑑証明を、どこかで出してくださいと言われた場合は、スマートフォンを持っていくんですか。それとも、例えば、コピーできるかどうか分からないけど、メール等、LINEなどで流せたりできるんですか、できないんでしょう、そういうことはね。とは思うんだけど、どういうふうにするのかなってちょっと今一つピンとこないんだけど、実際に印鑑証明が電子化された場合は、どんなふうに使われるのかが、今一つよく分からないんですけど。変わるというのは、どう変わるのかなと。例えば、役所で1か所目を出してくださいって言った時に、それをどういうふうにやればいいのか。それとも、今までどおり、やはり紙で出して持っていくのかな、どうなのかなみたいだね。イメージだけお願いします。使うことはほとんどないと思うんだけど。あった時に分からないんで、すいません。

○羽成市民課長 イメージといたしましては、スマートフォンの機器に、4条件である氏名、生年月日、性別、住所、これが電子証明書として入っております。その内容がスマートフォンに登録されるような形になりまして、そのスマートフォンをコンビニの端末機、例えば現在証明書を取っておりますキオスクの端末機に電子マネーと同じような形でピッとかがざしていただくと、それが電子として読み込まれて、証明書が出てくると。今現在マイナンバーカードをピッと載せていただいて読み込んで、証明書が出てくると思うんですけど、今回それが電子に変わってできるということになります。ただ、今回条例改正をお願いしているものは、これはあくまでもコンビニでの交付のことでありまして、スマホが証明書になるということではないんです。窓口に来る場合は、マイナンバーカードを掲示していただいて、証明書を発行するというような形になります。以上でございます。

○篠塚委員 いろいろ電子化されていくんですけども、やはり使い方に慣れてない方がたくさんいらっしゃると思うんですけども、今スマホの講習をやっていると思うんで、こういう変わった場合の説明書とか、そういうパンフレットを窓口で、市民の皆さんが分かるようにすることを要望しておきますので、よろしくお願いします。

○羽成市民課長 ありがとうございます。そういう形で取り組みたいと思いますので、よろしくお願いします。

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第43号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第４３号は原案どおり決しました。つぎに、議案第４７号土浦市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○比企予防課長 消防本部予防課でございます。議案第４７号土浦市火災予防条例の一部改正について、御説明させていただきます。資料４土浦市火災予防条例の一部改正をお開きください。今回の改正理由ですが、大きく二つの改正がございます。一つ目が、対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しがされました。これに伴い、急速充電設備の定義等の基準が改正されたことから、火災予防条例についても同様に改正を行うものでございます。二つ目は、平成３０年７月に健康増進法が改正され多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防条例においても、火災予防の観点から禁煙所に標識を設置することを求めています。異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、指定場所における喫煙の制限に関わる規定を改正したものでございます。以上の改正から、これに準拠する土浦市火災予防条例の一部を改正するものでございます。２ページ進んでいただきまして、３ページを御覧ください。急速充電設備の改正についてのイメージ図を記載させていただきました。上の図は改正前となります。２０キロワットから２００キロワットまでを急速充電設備として取り扱い、２００キロワットを超えるものについては、変電設備として取り扱っていましたが、その下の図を御覧ください。今回の改正により、２００キロワットの制限がなくなり、コネクタ型電気自動車に充電するケーブルがついている充電設備を、急速充電設備として取り扱い、ついていないものについては、変電設備として取り扱うこととなりました。二つ目の喫煙所等の標識についてですが、資料の左側に火災予防条例の喫煙所の標識を記載させていただいております。その標識が、国際標準化機構が定めた規格に適合させるため、右側に記載されているような標識となることとなりました。１ページにお戻りください。２の改正内容ですが、５点ほどございます。まず一つ目が、急速充電設備や出力の上限を撤廃するとともに、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることとされ、充電対象を電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものとされたこと。二つ目に、急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体とコネクタと充電ケーブルを収納する充電ポストで構成されているものを、分離型の急速充電設備と規定し、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこととされたこと。三つ目に、手動緊急停止装置は、利用者が異常を認めたとき速やかに操作できる位置に設ける必要があるものであることが明確化されたことでございます。１ページ進んでいただきまして、２ページを御覧ください。四つ目といたしまして、喫煙所等を表示した標識についてですが、先ほど御説明したとおり、火災予防条例の喫煙所の標識が健康増進法で規定しております喫煙専用室の標識と重複していることから、国際標準化機

構が定めた規格の標識、喫煙専用室としたものでございます。五つ目といたしましては、その他、文言の整理を行うものでございます。３の施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、第１１条の２第１項、急速充電設備の改定規定及び次項の規定については、令和５年１０月１日から施行いたします。詳細については、４ページから９ページに改正案文、１０ページから２８ページに新旧対照表を添付してございますので、御確認ください。予防課からの御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 ２点ほどお伺いします。まず、急速充電器、手動緊急停止装置を設けなくてはならないとかあるんですが、これを設置するときは、消防で確認しに行って現場を確認して、こういう装置を設置するかどうかを確認するのか、これが１点目。２点目、喫煙所の表示なんですが、国際基準にも設けてやるといった場合には、この看板の費用は設置者が出して、設置者が全部やらなきゃいけないということなんでしょうか。

○比企予防課長 先ほどの篠塚議員の御質問なんですが、まず１点目の消防で緊急停止装置、こちらを確認するのかということで、こちらは５０キロワットを超えるものにあつては、火災予防条例の急速充電設備の届出書というのを、各管轄の消防署に提出することとなります。そちらの書類の精査と、その後、そちらの施主及び業者と、設置状況の確認、検査をするので、その際に、緊急停止装置とか、そういったものも御確認するような形になります。２点目の看板なんですが、看板は原則として、喫煙所を設ける建物の所有者、管理者、占有者が負担するような形になります。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第４７号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案どおり決しました。つぎに、議案第５０号回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○皆藤管財課長 サイドブックの資料の５、議案第５０号をお願いいたします。こちらは、回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事の請負工事契約の締結についてでございます。まず、本案件につきましては、議会の議決を付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例、こちらの第２条に、予定価格が１億５，０００万以上の工事という所に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。１ページからお願いいたします。名称は回転式破砕機及び配水排出コンベア外付帯設備更新工事、工事場所は中村西根地内、こちらは清掃センターでございます。工事の内容は記載内容のとおりでございます。契約金額につきましては、５億３，９００万円、契約の相手方は株式会社タクマ東京支社でございます。契約の方法は一般競争入札、この内容の契約につきまして議決をお願いするものでございます。２ページをお願いいたしま

す。3番の工期でございますが、議会の議決を終えた日の翌日から令和7年3月14日までということで、5年度と6年度の2か年の契約になるものでございます。6番の契約の方法。こちらは、5月12日に一般競争入札にて執行したものでございます。つづきまして、7番工事の目的でございますが、清掃センターで不燃物処理に使用いたします。破碎機及び排出コンベアにつきましては、供用開始から30年が経過しております。定期整備等を行い維持管理に努めているところですが、老朽化が著しいことから、不燃物の処理不能といった事態を招くことがないように、更新工事を行いまして、定期的な施設稼働の継続を図るというものを目的としているものでございます。8番の工事の内容でございますが、回転式破碎機1機の更新、破碎機付帯設備一式の更新、ハイスクール排出コンベア1機の更新となるものでございます。資料の3ページをお願いいたします。こちらは、各工事箇所の位置図となります。4ページをお願いいたします。破碎機と排出コンベアの設置場所の図面。それと、それぞれの写真等を添付させていただいております。破碎機につきましては、粗大ごみのピットから送られてきた不燃物を高速回転するハンマー等で破碎する装置でございます。排出コンベアにつきましては、破碎機を通った不燃物を次の工程に送り出すためのコンベアというものでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。こちらは工程表となります。契約期間、工期が2年間ということで、2年間の工程表になってございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。こちらは入札結果でございます。中段に記載のあるとおり、1社からの応札というものでございます。予定価格につきましては左下に記載の、税抜きで5億と400万円。落札率は97.22パーセントというものでございました。回転式破碎機及び排出コンベア外付帯設備更新工事の請負契約の締結につきましての説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 粗大ごみのイメージが湧かないんですけれども、例えば、どういう品物なんでしょうかね。

○皆藤管財課長 こちらの破碎機に入るのは、一般家庭から出る青い袋に入る燃えないごみ、そういったものですとか、あと、自転車だとかそういう大きなものですね、そういう固いものをこちらに送ってきて、そこで回転してる鉄の破碎機でバラバラにするというようなものになります。

○古沢委員 燃えるごみ、燃えないごみが入り混ざっていても問題ないということね。

○皆藤管財課長 4ページの図面を御覧いただきまして、右上に粗大ピットというものでございます。ここに不燃物、先ほど言ったごみが入れられまして、それで上までずっと行って、破碎機でバラバラになって、下の排出コンベアに落ちるんですが、そのあとに、それに混じってしまった可燃物については、可燃物のピットにまた落ちると。あと、アルミとか鉄とかというのは、この後ですね、選別されて今度有価物として処理されるというようなことになっていきますので、ここで1回砕いてもそのあとでそれぞれ分別されるということになっております。

○古沢委員 例えば、どのぐらいの大きさまでだったら可能なんですか。

○羽成環境衛生課長 ごみの投入口は大体一辺が1.5メートル程度のごみまで入るようになっておりまして、そんな形でございます。

○小坂委員 これは、30年ほど経ってますよというような話なので。やはり消耗品というわけではないでしょうけれど、やはりそのぐらにかかるのかなっていうのと、それと30年前の機械と今の機械は性能、例えば、資源の回収がよくできるとかいいことがあるんだろうなと思いながら、新しいものは、その辺、性能的な部分はどうなんでしょう。よろしくお願いします。

○羽成環境衛生課長 まず、機器の性能ということでございますが、基本的には先ほど管財課長からも説明ございましたように、固いもの、不燃物などを叩いて細かく砕いていくと、そういう工程でございますので、基本的な性能自体は作った当初と同じような形でございまして、今出ている機器につきましても、ほぼ同じような内容の機器となっております。非常に使いが激しいといえますか、実際にこの破砕機で使われるハンマーは一個当たり大体80キロぐらいあるものなのですが、1秒間に大体10回転、1分間で600回転ということで、叩いてまいりますので、本当に1年ちょっとでハンマーが駄目になっていくということで、非常に回転軸とかそういった摩耗も非常に激しいということで、定期整備をやりながら流れていると、そういう状況でございまして、今後適正な定期整備等々を行いながら、延命化に努めてまいりたいと考えてございます。

○篠塚委員 確認なんですけど、実施設計をして、粉砕機を取り替えるわけですが、機械が止まりますよね。機械が止まった時は、この間の説明ではどこかで貯めておいてということだったんですけども、災害等が発生したときに、こういう不燃物が大量に出る場合もあるんですけど、その場合のことも想定して、外注とか、そういうことも想定されますでしょうか。

○羽成環境衛生課長 ただ今の御質問でございますが、確かに工事期間中、不燃物については、一時清掃センター入りまして向かって左手の所に山積みという形で今考えてございます。災害時につきましては、当然センターで処理ができないような場合につきましては、仮置き場ということで設置をしてまいるような形になっておりまして。現在、候補地としていくつか想定している場所もございます。実際にどういった所で災害が起きたかによりまして、その辺は改めてどこに仮設置場を作るかということ、検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第50号回転式破砕機及び排出コンベア外付帯設備更新工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり決しました。つぎに、議案第51号東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○皆藤管財課長 それでは、資料6議案第51号東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事の請負契約の締結についてをお開き願います。こちらの案件につきましても、議会の議

決を付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例、こちらの第2条、予定価格が1億5,000万以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするといったものでございます。それでは、1ページをお願いいたします。名称は東小学校屋内運動場等長寿命化改良工事。工事場所は土浦市中地内でございます。工事の内容は、記載の内容のとおりでございます。契約金額は2億3,760万円、契約の相手方は市内本社株式会社山本工務店でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの内容の契約について議決をお願いするものでございます。それでは、2ページをお願いいたします。3番の工期でございますが、議会の議決を終えた日から令和6年3月15日まででございます。6番の契約方法につきましては、5月の12日に一般競争入札を執行したものでございます。つづきまして、7番建物の概要というものですが工事を行う現在の建物、屋内運動場と、あと渡り廊下ですね、こちらは昭和57年築のものでございます。8番の工事の目的でございますが、東小学校の屋内運動場棟、こちら57年竣工というものでございまして、40年が経過して老朽化が著しいということから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設の築後80年間使用をすることを目的といたしまして、今回、必要な改修工事を行うものでございます。9番の工事内容といたしましては、屋根、外壁、建具、内装、断熱等の全面的な内外部の改修工事、それと渡り廊下の改修を実施するものでございます。3ページをお願いいたします。こちら位置図となります。赤色の部分が屋内運動場と渡り廊下、今回工事を実施する所でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。こちらは工事の工程表になります。全体の期間は9か月というものでございます。建築工事から工事監査までの内容となっているものでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。こちらが工事の概要でございまして、外壁屋根、あと窓ですね、アリーナ等の内容が記載されているものでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。こちらが入札結果になります。中段に記載のとおり、2社からの応札があったものでございます。予定価格につきましては、左下に記載がございます税抜きで2億1,931万円。落札率は98.49パーセントであったというものでございます。東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についての説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 確認なんですけど、今、物価高騰、資機材も入ってこないような状況で、金額が上がった場合には、もう少し金額を上げると補正で組むということもあったんですが、その辺をちょっと確認をさせていただければと思います。

○皆藤管財課長 こちらにつきましては、スライド条項というのがございまして、こちらの工事契約締結後に、賃金水準、物価水準が上がってしまったというような時に、その変動等の部分とかについて、業者から申請があれば、その部分について契約金額を上乗せするというようなものを土浦市で取り入れておりますので、そういうことがあれば、それを活用していくということになるかと思います。

○奥谷委員長 質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第51号東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結については、原案どおり決することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり決しました。以上で当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。ここで委員会を一旦休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前11時15分)

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。つぎに、協議事項(2)その他の報告事項に移ります。資料につきましては、総務市民委員会フォルダにお戻りいただき、資料8を御準備お願いします。それでは、広島平和使節団の派遣及び原爆パネル展の開催について説明をお願いします。

○細野総務課長 広島平和使節団の派遣及び原爆パネル展の開催について、御説明をさせていただきます。資料の8をお願いいたします。1番の平和使節団の派遣につきましては、本市では、資料記載の目的で平成6年から、広島市平和式典、平和祈念式典に使節団を派遣しております。当初は、市民代表のみの派遣でしたが、平成8年から中学校の持ち回りにより中学生も加わり、平成11年からは中学各校1人ずつ、平成23年からは、中学各校2人ずつの派遣をするようになったものです。2番の派遣団員につきましては、今年度は中学各校から代表者1名ずつで8名、市民代表として地区町連合会、女性団体連絡協議会、青年会議所から1名ずつで3名、引率教諭1名、総務課職員2名の合計14名の派遣となります。令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により、派遣は中止とし、昨年度は広島市の調整により、式典会場の自治体向けの座席数が従来の約半分となったため、中学生を各校1名にしたところであり、本年度も同様に、調整があるため、各校1名としたところがございます。3番の派遣スケジュールにつきましては、7月25日に使節団の結団式事前学習会を行い、8月6日の平和記念式典への出席に向け、5日に出発、7日に帰着の3日間にわたる派遣となります。また、派遣された中学生は、9月10日にクラフトシビックホール土浦において開催される人権と平和の集い一部において、体験発表を予定しております。4番の原爆パネル展の開催につきましては、広島、長崎の原爆被害の実相、ありのままの姿をより多くの市民に知っていただくため、広島市から原爆パネル30点とDVDをお借りし、8月8日から20日までの約2週間の日程で、市民ギャラリーにおいて開催するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、その他、執行部から何かございますか。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。お手数でもサイドブックスの資料9をお開きいただければと存じます。本件につきましては、前回5月29日の事前委員会におきまして、本市と一般社団法人WEB解析士協会との中小企業等ICT支援に関する連携協定について、御報告させていただいた際に、本協定の相手方で

ございますWEB解析士協会に関する資料を提出するよう、御意見をいただいたものでございます。資料の1に概要を記載させていただいておりますが、事前委員会でも御案内させていただきましたとおり、まず、WEB解析士といいますのは、インターネットをあるいはホームページ、SNS等のWEB解析データの活用によりまして、デジタルマーケティングを通して中小企業等の事業成果を導く人材としてこの団体が認定している民間資格でございます。その資格保有者1万人以上を会員として有している一般社団法人が、こちらのWEB解析士協会でございます。取り組んでいる主な事業といたしましては、デジタルマーケティングに関するセミナーや講座、WEB解析士の育成等を行っております。また、実績につきましては資料の2に記載のとおり、他の自治体等との連携事業といたしまして、これまでに静岡県湖西市商工会、香川県東かがわ市、福島県郡山市、山形県米沢商工会議所等との連携によりまして、地元企業を対象としたセミナーを開催しており、東かがわ市におきましては、東かがわ市と同市の商工会と、中小企業等ICT支援に関する協定を締結してございます。なお、今般の協定締結に当たりまして、これらの自治体等に状況を事前に確認しましたところ、こちらのWEB解析士協会の対応は良好ということで、セミナー開催されているセミナーも、概ね好評をというようなお話をいただいております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川広報広聴課長 私からはですね、事前委員会の際に、篠塚委員から土浦市公式LINEによる情報発信の取組について、資料とそれから説明ということで請求がございましたので、説明をさせていただきます。資料に関しては資料10をお開きください。土浦市公式LINEにつきましては、デジタル発信ツールの一つとして、昨年6月1日より運営を開始してちょうど1年になります。デジタル化の発信力の強化に図っております。お友達登録者数は5月末で9,001名、今日現在9,234名と、当初8,000人を見込んでおりましたところ、そちらを超えまして多くの方に登録をいただいております。コンスタントに数字が伸びている状況でございます。LINEの方ですね、内容につきましてはマイシティ土浦、それから市長記者会見、市長のPR等を等々を発信しておりますけれども、今言いましたマイシティ土浦や記者会見の動画も、LINEの進捗案内をすることによってですね、こちらの視聴者数も飛躍的に伸びておまして、また、市のホームページへのアクセス数も増えているなど、一定の効果が現れております。これはスマートフォンから容易に閲覧できること、それから自動配信機能、いわゆるプッシュ通知、こちらによりましてリアルタイムに情報を得られるなど、情報発信機能の強化が図られたと考えております。つぎに、2番ですけれども、道路等の異常通報システム、こちらもLINE運用開始後に運用させていただいております。市民からの通報の利便性の向上を図るため、道路等の異常があった場合の通報システムとしまして、本年2月に稼働いたしました。利用者はいつでも、市の公式LINEのシステム上から損害箇所の写真や位置情報を通報することができ、それにより、市はより正確で詳細な情報が得られることから、双方の利便性が向上したと考えております。3番のチャットポットでございます。こちらは、LINEのホームページのと、トップページの方につ

ちまるが出ておりまして、このつちまるが誘導しまして、自動の会話機能をつけて検索機能を向上させたものでございます。つづきまして、次のページをお願いいたします。こちらですね、LINEの画面のイメージを図で表しております。先ほど言いました異常通報なりチャットボットの、ボタンがございまして、そちらを開きますと、それぞれのシステムに開いていくと、展開していくというような形になっております。つづきまして、(4)です。LINEの導入にあわせまして、広報紙をデジタル書式化しまして、10か国語対応、文字の拡張機能、読み上げ機能をつけまして、日本語がわかりづらい方や目や耳の不自由な方など、多様化する読み手に対応するアプリカタログポケットを導入しております。トップページの所と、広報紙の情報広場の所にQRコードを掲載しておりますので、ぜひ御利用いただければと思います。これからも、デジタル社会に対応しまして、より多くの方に分かりやすく市政をお届けできるよう、情報発信の充実を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○奥谷委員長 今の2点の報告に対して、御質問はございますでしょうか。

○目黒副委員長 チャットボットを利用したことないんですけども、説明の中で職員の方が御対応いただいていることなんですけども、時間帯によっては利用できない時などあったりするんでしょうか。

○中川広報広聴課長 チャットボットに関しましては、質問にお答えというよりは、検索機能のお答えになりますので、まず検索をして、分からない所を、つちまるのほうで検索いただいて、ホームページの御質問のページに飛ぶような形になっておりますので、直接市の職員が対応する形とはなっておりません。

○奥谷委員長 公式LINE。この間の台風の被害の時も、逐一警報とか、そういったものが入ってきて非常に分かりやすく便利だなというふうに思いました。ぜひ、そういった場面でも活用できるということも含めて、市民の皆さんにPRをしていただいたほうがいいのかということで、要望させていただきたいと思います。あと、道路の異常通報システム、これも私も便利に使わせていただいているんですけども、所管が違うので分からないかもしれないんですが、今までの受理件数とか、そういったものをもし分かればまた後程でも結構ですので、いただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○中川広報広聴課長 LINEについては、なるべく多くの方に使っていただきたいと思ひまして、まず今の広報紙の裏のページにQRコードをつけさせていただいております。その他、事あるごとにですね、いろんなところでLINEを登録いただけるように、情報発信、それから啓発していきたいと思っております。道路異常通報の件数なんですけど、細かい数字が手元にないんですけど。今ですね、カーブミラーの情報があるんですけども、今のところ4件あるということです。道路の異常通報については、確か23、4件だったと思うんですが、20件超ちょっとあるという状況になっております。これが5月の末頃の数字だったかと思ひます。すいません、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から執行部に何かござい

ますか。

○**滝田委員** 先ほどお話していた土浦市公式LINE等による情報発信について、(2)で道路等の異常通報システムってすごく便利なシステムだなと思っているんですけど、例えば、これが防災関係で土砂崩れがあった時に、土砂が崩れたところを写真撮って、ここで災害がありましたよというシステムを防災の中に入れてもらえると、市民もその場で写真撮って、そこでどこの位置情報という位置の部分で発信もできるし、市役所としてもその防災のほうでも対応するのにその現場を見には行かなくてはならないんですけど、どういう状況だかいち早く確認ができると思うんで、例えば、新しい防災システムをそこに入れるっていうよりも、それが無理であれば、道路等の異常通報システムの中で、破損の状況、現場写真とか位置情報とある中で選んで見ると、道路の異常とカーブミラーしかないので、例えば、災害の項目もここに入れておいてもらって、起きた時の情報がお互いに共有できるような部分も入れてもらえると、今回の水害でいろいろ被災追われた方もいるので、そういう部分でも利活用ができるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○**中川広報広聴課長** 御提案ありがとうございます。まず、この道路異常通報なんですけれども、平常時についてはどんどん活用いただければと思います。災害時になりますと、この前の大雨の時もそうなんですけれども、実際には電話での都度対応に追われているのが実態です。かなりの件数、異常な雨だということで、電話対応が精一杯、また災害時にはですね、大雨であれば、河川やアンダーパスなどの急な増水、それから土砂災害、それから、地震であれば小さな陥没でも、実際は広範囲に空洞化している可能性があるなど、その場にとどまって写真を撮っていただいて、スマホなどを操作することよりは、まず、そこから安全な場所に避難していただくことが優先かと思います。そういった安全とそれから緊急性ということもありますので、まずはですね、安全な場所に離れていただいて、電話でお急ぎの場合には通報いただければと思います。滝田委員から御提案いただきました、こういうが災害あったよということで、後程、落ち着いた後に、道路通報システムの方に、当時の現場の写真などを入れていただくと、後程参考になるかと思いますが、そういった使い方もあると思いますが、いずれにいたしましても、災害対応、それから現場対応の各部署とも調整しながら、今後、災害時の使い方について検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。平常時については、委員の皆様にもどんどん活用していただいて、件数を増やしていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○**滝田委員** ありがとうございます。もう一つ、聞きたい部分がありまして、防災の時に災害があるわけじゃないですか。ここから危険な所には近づかないという面でも、例えば、地図上に赤いラインとか青いラインとかで、ここから先は立ち入れないというお知らせというの、このシステムの中に入っているのかちょっと確認したかったんですけど。

○**中川広報広聴課長** 今お話のございました地図上に操作ができるまでの形にはなっておりません。あくまでも現在地をグーグル検索をして、そちらの画面を添付できるとい

った範囲のシステムでございます。

○**滝田委員** ありがとうございます。復旧作業もあるんで、今後そういう復旧作業の時にはやっぱり道路交通情報とかもこれから先必要かなと思いますんで、そちらのほうも何かこう反映していただけると、またより一層市民の方も道路活用する際に、ライフラインを活用する際にはいいんじゃないかなと思いますんで、御検討のほうよろしく願いいたします。

○**中川広報広聴課長** 御意見ありがとうございます。災害対応部署とも検討しまして、この道路異常通報システムのほかに、LINE等でその都度の情報、リアルタイムな情報を発信できるように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**大橋防災危機管理課長** 滝田委員から御提案をいただきまして、誠にありがとうございます。今回も議員さんの方々と、その位置情報とかを寄せていただいたり、幸いにも人的被害がなかったことに改めて御礼申し上げます。こちらの異常通報システムにつきましては、ぜひ、災害時もより便利に使えるように、今後改良等も検討していきたいと考えてございます。申し添えさせていただきました。以上でございます。

○**菅井委員** LINEが始まったことによって、このLINEをはじめとして、ホームページだったり、あと、マイシティ土浦、以前私も出ていたぐらいだったので、今日どれぐらいの方が見てくれてるのかなというのをすごく気になって見ていたんですけども、以前だとYouTubeで、その何人の人が見ていて、いいねとかも押せるんだなというの分かったんですけど、この閲覧者数というのはこのLINEだったり、ホームページだったり、マイシティ土浦だったりっていうものも、全部細かくどのぐらいの人数が見てて、以前YouTubeでいいねを押せるような、これぐらいの人が興味関心持ってるからいいねを押せるんだとか、そういうふうに結構細かく閲覧者数とか、どのくらいみんなが見てくれてる、関心持ってくれてるというのが分かるようにはなっているものですか。

○**中川広報広聴課長** 実際の画面を見ているという、今委員がおっしゃられた、いいねの数ということではないんですけども、発信した情報がどれだけの人が、その時に見ているかという見た人数については、細かくLINEの方の分析がされております。ただ、見たことによって、実際にページに飛んでいるかどうかというそのYouTubeの方はYouTubeの方の人数で確認するような形になっていきますので、あくまでもリンクではないんですが、ただLINEの発信をしたと同時にYouTubeの動画視聴件数が上がっているものですから、やはりLINEの効果はあるのかというところの紐づけをさせていただいております。

○**菅井委員** ありがとうございます。以前とどういふふうに変わってきたのかなっていうのが気になった所だったので、お聞かせいただいてありがとうございました。助かりました。

○**奥谷委員長** ほかに、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆様はその他協議事項がございますのでそのままお残りください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、協議事項(3)各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市環境審議会委員でございますが、今までは、滝田委員をお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「滝田委員で」という声あり)

○奥谷委員長 滝田委員という声がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、土浦市環境審議会委員は滝田委員でよろしくをお願いいたします。つぎに、土浦市空き家等対策協議会委員でございます。今までは、篠塚委員をお願いをしておりましたが、いかがいたしましょうか。

(「篠塚委員で」という声あり)

○奥谷委員長 引き続き、篠塚委員との声がありましたがよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、土浦市空き家等対策協議会委員につきましては、篠塚委員、引き続きよろしくお願いいたします。つぎに、土浦市地域医療運営協議会委員でございます。今までは海老原委員をお願いをしてまいりましたがいかがいたしましょうか。

○小坂委員 私やります。

○奥谷委員長 それでは、小坂委員でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、土浦市地域医療運営協議会委員は小坂委員よろしくお願いいたします。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。